

10 保育所等における障害児保育

保育を必要とする事由のある心身に障害を有する児童を、保育所において他の子どもとともに保育を行うことにより、当該児童の福祉の増進と相互の健全な発達を図ります。

通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて集団保育が可能な障害のある子どもの受け入れを行っています。

障害のある子どもの福祉の向上と保護者の就労支援をするため、関係機関の協力のもと、集団保育が可能な重度の障害のある子どもを保育所で受け入れています。

対象	身体障害児、知的障害児、発達障害児、育成医療の対象児 小児慢性特定疾患対象児、特別児童扶養手当受給対象児
場所	保育所
申込方法	入所申込みは、入所希望する月の前月の15日(15日が閉庁日のときは、その前開庁日)までに、各区役所の保健福祉課に必要な書類をそろえて提出 詳しくは、各区役所保健福祉課子ども・家庭相談係まで ※重度障害児、医療的ケア児は別途協議・面接が必要なため、入所までに期間を要する
連絡先	門司区役所 093-331-1881(代) 小倉北区役所 093-582-3434 小倉南区役所 093-951-4111(代) 若松区役所 093-761-5321(代) 八幡東区役所 093-671-0801 八幡西区役所 093-642-1441(代) 戸畑区役所 093-881-9126
開所時間	各区役所へ問い合わせてください